

○希少疾病用医薬品の指定の取消し及び指定について

(平成一一年四月六日)

(医薬発第四五九号)

(各都道府県知事あて厚生省医薬安全局長通知)

平成一一年三月一九日付けで薬事法(昭和三五年法律第一四五号)第七七条の二第四の規定に基づき試験研究等の中止届けが提出された下記の希少疾病用医薬品の指定を取り消し、また、平成一一年三月一九日付けで同法第七七条の二第一項の規定に基づき申請のあった左記の医薬品を希少疾病用医薬品として指定したので、通知する。

記

一 指定の取消

指定番号	医薬品の名称	予定される効能又は効果	申請者の氏名又は名称
(八薬A)第九〇号	ラミブジン	ジドブジンとの併用における後天性免疫不全症候群並びに治療前のCD四リンパ球数五〇〇/mm <sup>3</sup> 以下の症候性及び無症候性HIV感染症	日本ウエルカム株式会社

二 指定

指定番号	医薬品の名称	予定される効能又は効果	申請者の氏名又は名称
(一一薬A)第九〇号	ラミブジン	次の疾患におけるジドブジンとの併用療法後天性免疫不全症候群、治療前のCD四リンパ球数五〇〇/mm <sup>3</sup> 以下の症候性及び無症候性HIV感染症	日本グラクソ株式会社